

2013年6月20日

厚生労働大臣殿  
経済産業大臣殿  
文部科学大臣殿  
原子力規制委員会委員長殿

原子力資料情報室  
ヒバク反対キャンペーン  
アジア太平洋資料センター (PARC)  
福島原発事故緊急会議被曝労働問題プロジェクト  
全国労働安全衛生センター連絡会議

貴職らの日頃のご活躍に敬意を表します。

福島第一原発事故から2年余りが経過しました。収束作業から廃炉に向けた作業において、ずさんな被ばく線量管理をはじめと多くの労働問題が発生しています。行政の果たす役割は極めて重要です。率直な意見や情報交換と、問題解決のためのよりよい制度、施策を実現するために、下記の通り申し入れます。

なお、お互い貴重な時間を使った有益な話し合いを進めるために、事前の文書回答をよろしくお願い致します。

## 記

### 1 福島第一原発などにおける労働相談の充実に向けて〈厚生労働省〉

前回2月21日の回答では、既存の相談窓口以外に新たな取り組みについては考えていないという消極的なものであった。多くの企業の労働者が数次の請負関係の下で、これまであり得なかった作業に従事するという、「異常」な状態であることを鑑みても、新たに何もしないというのは全く理解しがたい。

- ①J ヴィレッジに労働相談窓口を設置すること
- ②原発作業員・事業者向けのフリーダイヤルを設置すること
- ③労働基準監督署などにこれまでに寄せられた相談や労働法違反とその是正例について、具体的に書かれたパンフレットを作成すると共に、本省や福島労働局のホームページでの紹介を行うこと。

### 2 多重派遣、偽装請負の摘発と根絶に向けて 〈厚生労働省〉

長崎労働局は今年4月26日、「派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について」

を発表し、東電福島第一原発作業員延べ 510 人を違法に派遣したとして、労働者派遣法違反、職業安定法違反で（株）大和エンジニアリングなど 3 社に改善命令を出した。この事件は原発労働における重層的請負構造に起因する悪質な多重派遣、偽装請負の氷山の一角である。

- ①東電福島第一原発における多重派遣、偽装請負を防止するために実態調査を行うこと。
- ②違反事業者に対して改善命令だけでは再発防止の効果が薄い。事業停止や事業廃止命令等、厳しく処分すること。

### 3 放射線被ばくによる東京電力による賠償ないしは労災保険による補償や被ばく線量超過による雇用問題に関する周知啓発について<文部科学省><厚生労働省>

放射線被ばくによる疾病や、放射線量の超過による雇用問題については、一定の検討と見解が示されているが、その内容が十分に当事者に周知されていないことが、鉛カバーなどによる被ばく隠しや、暴力団関係者も含めた違法派遣業者の介在などの問題の背景にある。ある意味で当事者は「限られている」のだから、その人たちに確実に情報を届けることはそれほど難しいことではないはずだ。

- ①他の職業性疾病で作られているような、放射線被ばくによる疾病に関する労災認定基準のわかりやすいパンフレットを作成して、原発で働く労働者、少なくとも福島第一原発で働く労働者全員に配布すること。
- ②原子力の賠償に関する法律に基づいて、放射線被ばくによる疾病による損害については労災に加えて電力会社が賠償することがあり得ることを解説したパンフレットを作成して、原発で働く労働者、少なくとも福島第一原発で働く労働者全員に配布すること。
- ③被ばく線量超過のために雇用問題を抱える労働者に対して、東電が賠償することがあり得るという考え方を明記したリーフレットを原発で働く労働者、少なくとも福島第一原発で働く労働者全員に配布すること。

### 4 福島第一原発における労災職業病や賃金未払いなどの発生状況<厚生労働省>

2月21日の回答では、わざわざ福島第一原発のくくりで把握する予定はないとのことであるが、東京電力が下請け作業員らに直接回答を求めたアンケートでも労働法違反の疑いのある事例が多数報告されている。本省の認識は、あまりにも問題意識が欠如したものと云わざるを得ない。

- ①福島第一原発の事故後の労災職業病発生件数や賃金未払い発生件数について、把握する必要もその予定もないとされた根拠を明らかにすること。
- ②東京電力の協力を得て、アンケートで労働法違反の疑いのある事業場の情報提供を求め

るとともに、労働者本人に申告を促すように働きかけること。

## 5 福島第一原発の事故収束作業に従事する労働者の被ばく線量管理<経済産業省><厚生労働省>

東京電力は昨年12月3日、「福島第一原子力発電所従事者の被ばく線量の全体概況について」のなかで、「大半の作業員の被ばく線量は線量限度に対し大きく余裕のある状態で解除されており、その後も放射線作業に従事可能なレベル」と発表している。

- ①東電の見直しに対する政府の見解を明らかにすること。
- ②事故収束作業に従事する労働者の被ばく線量は3・11以前と比べれば、1年間の線量を1か月で被ばくしている状況が続いており、労働者の健康、雇用問題への影響を深刻に受けとめるべきである。国の責任において作業員を確保し、当面、個人被ばく線量を事故前のレベルまで低減化するように徹底して取り組むこと。そのため東電、協力会社を指導すること。
- ③今年2月、東電が福島第一原発労働者の2万1千人分の被ばく線量等のデータが放射線従事者登録センターに提出していなかったことが発覚した。東電に対しどのような指導を行ったのか明らかにすること。

## 6 放射線審議会および緊急作業に向けた法整備について<原子力規制委員会委員会>

事故時の緊急作業について、十分な議論がなかったために、福島第一原発事故後に、あわてて被ばく線量を引き上げたり、放射線審議会が意味不明の声明を出した経過がある。また、爆発後に住民の救出や避難誘導にあたった警察官等のうち、68%が死の恐怖を感じ、41%が任務放棄を考えたという調査結果もある。事故に際してどのような態勢で作業にあたるのかは大変重要な課題である。

こうした現実に起きたことを全く無視して再稼働を主張する自民党は、原発警護のために、自衛隊を活用するという法改悪を画策している。

今後、福島第一原発が順調に事故収束、廃炉を達成する保障はどこにもない。緊急時作業に関する法制度の整備、施策は、警察、海保、消防、自衛隊による原発テロ対策よりよほど重要で現実的な課題である。

- ①2011年3月26日付けの放射線審議会声明が出された経過について、当時の委員や事務局職員に確認して、誰が文章を起草し、どのような形で委員に確認したのかを明らかにすること。
- ②事故時の緊急作業については、現行法制度の下では対応不能になる状況もあり得ることを踏まえて、労働者はもとより、消防、海保、警察、自衛隊員等の生命や健康の安全、権利が十分守られた対応が可能になる法制度、施策の検討を行うこと。

③現在検討している「新規制基準」につき、「新規制基準（重大事故対策）骨子」ならびに「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準（案）」について。

「重大事故の発生及び拡大の防止」作業を担う「重大事故対処要員」が受ける放射線被ばくについて、「防止作業」の作業内容・作業期間ごとに、想定する被ばく線量と必要な人員およびその確保、ならびに「防止作業」における放射線防護のための対策などを、具体的な数字とその根拠を明らかにさせて審査すること。あわせて上記事項につき、数字を伴った具体的な審査基準を明示すること。今回の東電原発事故における収束作業において、電離則上の「緊急作業時における被ばく限度」100mSv を超えた作業員は合計 167 人もいる（2013 年 3 月時点）ことを踏まえ、「新規制基準」では、「防止作業」において作業期間を問わず 100mSv を超える「重大事故対処要員」を一人も出させないような審査基準にすること。

④緊急時の作業従事者についての被ばく規制については、現在、100mSv という特別の限度が設定されているところ。福島第一原発の事故時においては、急遽、放射線審議会に対する諮問が行われ、一時的に 250mSv に引き上げられたことは周知のところ。一方、緊急時の被ばく限度のあり方については、国際放射線防護委員会の 2007 年勧告において見解が示されており、我が国の法制においてもその問題点について、放射線審議会が平成 23 年 1 月に公表した第二次中間報告において指摘されているところである。その趣旨は、「情報を知らされた志願者」であることが、緊急時作業に従事する作業者の前提の一つであることを提言するものとなっている。実際、緊急時においては予想外の被ばく可能性の存在が否定できないにも関わらず、現在の我が国の規制においては、全くこの問題について対応ができていない状況である。とりわけとも労働基準法令である労働安全衛生法の省令、電離放射線障害防止規則においては、緊急時の退避措置（第 42 条）が規定されていながら、同時に事業者の指揮命令のもとにおいて、放射線業務従事者とさらにそれ以外の者についても、特別の被ばく可能性を前提とした緊急作業へ従事をさせることができる（第 7 条）とされている。選択の余地さえない「指揮命令下」の労働関係に、緊急作業の被ばく管理を委ねることは不可能であり、あらためて緊急時の法制が求められているものと考えているかどうか。

## 7 福島第一原発における緊急作業従事者等の長期的健康管理 <厚生労働省>

福島第一原発における緊急作業従事者等の長期的健康管理制度が開始されて 1 年有余が経過している。現在までの運用、利用状況について下記の事項を明らかにすること。

- ①現在までの登録証の交付件数
- ②現在までの特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳の交付件数
- ③手帳保持者で、国が指定した医療機関で一般健診、がん検診等の受診者数
- ④全国の窓口における健康相談等の件数とその内容

- ⑤長期的健康管理制度の対象者は2011年12月15日の「事故収束宣言」までの作業者に限定されている。作業員（特に協力企業）の被ばく線量の平均値は増加傾向にあり、2012年度の累積被ばく線量が5mSv～50mSvの作業員の増加人員は100名を超えている。長期的健康管理制度の対象者を、福島第一原発の事故収束作業に従事する全ての作業員に拡大し、登録証を交付すること。
- ⑥被ばく線量にかかわらず、希望者には白内障検査、一般健診、がん検診を受けられようにすること。

## 8 被ばく線量管理制度の改正と健康管理手帳 <厚生労働省>

放射線管理記録について、事業主や放射線影響協会に任せるのではなく、むしろ国の積極的な一元管理が求められている。健康管理についても、下請け重層構造、有期雇用が厳然と存在することをふまえて、事業主に任せるのではなく、それを補填する形で、国が積極的に関与するべきである。

- ①放射線管理記録を国が一元管理し、放射線管理手帳を国が発行するようにすること。
- ②在職中も離職後も使える「特別健康管理手帳」を新設すること。
- ③現行労働安全衛生法の健康管理手帳に放射線業務を追加して、少なくとも年間5mSv以上被ばくした労働者全員、福島第一原発で働いた労働者全員に離職時に交付すること。

## 9 メンタルヘルス対策について<経済産業省><厚生労働省>

東京電力の取り組みは、あくまでも専門家に相談すること、管理者の教育に偏っている。それらもちろん必要であるが、まずは実態を把握することが重要である。労働法違反も、労働者へのアンケート調査が非常に有効であった。

- ①福島第一原発で働く労働者全員に対して、ストレス調査を実施すること。

## 10 原子力施設における安全衛生管理の義務主体について<厚生労働省>

「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」（平成24年8月10日基発0810第1号）において、原子力施設、本店、元方事業者について、それぞれにおいて講ずべきとされる措置が実施されるよう、管轄する労働局が指導するものとされている。この場合、原子力事業者又は直接原子力事業者から請負う事業者は、安衛法第29条の元方事業者に、建設業に該当する場合は安衛法第30条の特定元方事業者に、またその原子力施設が製造業に該当する場合には第30条の2の元方事業者にそれぞれ該当することを法律上の根拠としてそれぞれの措置が設定されている。

しかし、緊急作業実施時における被ばく管理等の第一義的な責任を負うべきは原子力事業者であるにも関わらず、あくまで状況を把握し、指導を行うべき義務があるだけとなって

おり、依然として法律上の義務主体は直接に労働者を使用する関係請負人となっている。他方、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）においては、放射線管理を含む保安管理の義務主体を「原子炉設置者」として規定している。

放射線管理の特殊性にかんがみて、原子力施設については、直接的に義務を原子力事業者（または原子力施設の長）に負わせるべきと考えるがどうか。

#### 1 1 内部被ばく記録を 2mSv 裾切り問題<経済産業省><厚生労働省>

前回までの交渉経過を踏まえ、WBC による内部被ばく線量の記録レベルを 1mSv 以上にするよう東電を指導すること。

以上